JOSS2018 セッション実施報告書

〇基本情報

- セッション番号:C2
- タイトル:研究データのライセンス条件を考える：産官学ラウンドテーブル
- セッション担当者:南山　泰之（情報・システム研究機構国立極地研究所）
  池内　有為（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科）
- 座長:南山　泰之（情報・システム研究機構国立極地研究所）
- 記入者:南山　泰之（情報・システム研究機構国立極地研究所）
- 参加人数:122 名

〇プログラム（登壇者や発表タイトルなど）

1. 趣旨説明
2. 話題提供
   - 上島 邦彦（株式会社日本データ取引所 事業企画部 部長）
     ・データ流通市場から見た研究データへの期待

   - 龍澤 直樹（内閣官房 情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室 企画官）
     ・政府におけるオープンデータの取組状況について

   - 生貝 直人（東洋大学経済学部総合政策学科 准教授）
     ・デジタルアーカイブと権利表記

   - 池内 有為（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科）
     ・研究データ公開におけるライセンスの現状と課題：インタビュー・アンケート調査の結果から

3. ディスカッション

〇実施サマリー（重要な発言、意見などを中心に）

本セッションでは、研究データの公開者と利用者の双方にとって、有用かつ分かりやすいライセンス条件のあり方を検討するため、産業、オープンデータ、デジタルアーカイブ業界の有識者を交えてディスカッションを行った。以下、ディスカッションで出た発言・意見を抜粋して紹介する。

【コミュニティにおける対話・橋渡し役の必要性】
・ライセンスを表示するにあたり、様々な学術分野間で異なる種類のデータが扱われ、言葉づかいや用語のちがいもあるはず。それらを翻訳できる存在が必要。
・ライセンスや法的な相談に対応できる窓口が学内にあるのが望ましい。中小規模大学等、大学ごとの取り組みが難しい場合には、コミュニティ内で問い合わせできる仕組みも考えられる。また、窓口で対応する側は共通の対応ガイドラインや対応ケース集があるとよい。
・ 法的相互運用性と並行して、慣習の形成にも配慮したガイドライン作り、対話を重ねる場が必要。（現状、このようなテーマに特化した弁護士等が少ない中で）コミュニティに法律の専門家を巻き込み、一緒に議論を重ねていくことが大切である。

【デジタルアーカイブ・オープンデータ・民間の経験から】
・（多様な学術分野間で研究データの種類も様々あるという指摘に対し）デジタルアーカイブの世界では、例えば図書館員と博物館のキュレーターではメタデータの定義や位置づけが異なる。このような異なる認識の橋渡しとして（公開できるものについて）デフォルトルールを定め、例外も広く認めた。デフォルトがあることで「誰の権限で公開していいのか？」という問題の拠り所になるという意味においてもデフォルトルールの設定は価値がある。

・（「どのような場合にどのライセンスを付与するか」のひな形つくりが今後の課題になるとの指摘に対して）民間のデータの契約ガイドライン等が公開されており、参考になるかもしれない。
・ユースケース・成功事例（逆に適用できない事例の整理も含む）の共有が必要。メリットが認識され成果がでるまでには長い時間がかかることを覚悟し、オープンデータを進めている。

【小委員会活動・ガイドラインへの要望】
・ガイドラインにおいては、（図書館員が知識を有する）著作権以外の部分について、若手研究者や研究支援者に対する教育・トレーニングが必要になるということも踏まえる必要がある。
・研究者がデータを公開したくなるインセンティブとして、データの引用（による業績の表

示)、新しい成果創出の可能性拡大がある。このためには、ライセンス・利用規約によって引用を徹底し、新たな成果から元データにたどれるようにすることが大事である、ということがガイドラインの前提の一つとして示される必要がある。
・Open by Default の前提への理解と、それを進めていくために必要な研究コミュニティへの周知や、継続的な対話の必要性を認識してほしい。

〇今後への展望

ディスカッションを通じて、ガイドラインの有用性だけではなく、ガイドライン更新に向けたデータの利用方法、公開方法について継続的に議論する場の必要性が再認識された。よりよい研究コミュニティの意思形成を行うために、法律の専門家（弁護士、弁理士）を議論に巻き込むための方策を検討しつつ、小委員会の枠組みに留まらない本イベントのような場の設定が重要であろう。今後は、ガイドラインの策定をスタート地点としつつも、Open by Default を実現するための道筋を探るためのさらなる議論が必要である。

また、議論の結果を各機関で実装する際には、ガイドラインを解釈し展開するための体制作りが不可欠となる。相談窓口として大学図書館や学内の知財担当部署を位置づけるための議論とともに、情報をアップデートするためのサイエンスコミュニケーター、データライブラリアン、データコンサルティングといった橋渡し人材の育成、及び産官学の各枠組みを超えたネットワーク形成が課題となろう。研究データ利活用協議会（RDUF）の今後の活動に期待したい。